インドネシア政府による追加的な入国規制措置 (KITAS・KITAP の日本での延長手続きの「再変更」)

- ●暫定一時滞在許可(KITAS)あるいは定住許可(KITAP)の延長手続きについて、4月6日、法務人権省から方針の変更について連絡がありました。これまでのご案内とは大きく異なりますので、ご注意下さい。
- 1 4月3日付けの領事メール(https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100040796.pdf) において、暫定一時滞在許可(KITAS)または定住許可(KITAP)の保持者は、インドネシア国外滞在中に KITAS あるいは KITAPの有効期限が切れた場合、再入国許可(Re-Entry-Permit)を延長することで、インドネシア再入国後に KITAS あるいは KITAP の延長手続きを行うことができると御案内いたしました。
- 2 ところが、4月6日、法務人権省から方針の変更について在インドネシア日本 国大使館に連絡があり、インドネシア国外において、上記の再入国許可(Re-Entry-Permit)を延長することはできなくなりました。
- 3 したがって、インドネシア国外に滞在する KITAS あるいは KITAP の保持者が、KITAS あるいは KITAP を延長するためには、KITAS あるいは KITAP の有効期限内にインドネシアに再入国して必要な手続きを行う必要があります。再入国して延長の手続きをとれない場合については、新規に査証の発給を受ける手続きが改めて必要となり、KITAS あるいは KITAP の有効期限が切れた場合、そのままではインドネシアに再入国できませんので、ご注意下さい。
- 4 状況の推移に伴い、インドネシア政府は、インドネシア出入国に関する制度やその運用を随時変更しています。できるだけ速やかなアップデートに努めていますが、皆様におかれても最新の関連情報の入手に努めて下さい。